

平成21年 5月15日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730050

研究課題名（和文） 司法取引および刑事免責に関する研究

研究課題名（英文） Research on the Crown Witness System and the Statutory Immunity

研究代表者

井上 和治（INOUE KAZUHARU）

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20345250

研究成果の概要：本研究は、「犯罪が複数の共犯者によって行われる場合に、共犯者の一部に取引的又は一方的に働きかけ、何らかの減免的措置と引き換えに、他の共犯者をターゲットとする捜査・訴追に関する協力を調達する」というメカニズム（これを「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」と総称する）について、主として17～19世紀のイングランドを中心に、その歴史的展開を詳細に解明・分析したものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000	0	600,000
2007年度	600,000	0	600,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	150,000	1,850,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・揭示法学

キーワード：共犯者，捜査・訴追協力，減免的措置の付与，王冠証人，刑事免責

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国においては、「犯罪が複数の共犯者によって行われる場合に、共犯者の一部に取引的又は一方的に働きかけ、何らかの減免的措置と引き換えに、他の共犯者をターゲットとする捜査・訴追に関する協力を調達する」というメカニズム（以下、「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」と略記する）は、1976年に起訴されたいわゆるロッキード事件に際し、検察官の訴追裁量に基

づく刑事免責の可否が議論されたことを除けば、従来、殆ど議論されることがなかった。(2) しかしながら、2005年、世界的な動向に合わせるかたちで、我が国の独占禁止法に「課徴金減免制度」（違反行為を自主申告した企業に対する課徴金を減免する制度）が導入され、「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というメカニズムが、実質的に、独占禁止法の領域において導入（輸入）されるに至った。もっとも、課徴金減免

制度の導入は、「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というメカニズムに関する根本的な検討を欠いたまま、いわば便宜的に導入されたと評価せざるを得ないと思われる状況にあった。

(3)そこで、我が国において導入されはじめた「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というメカニズムについて、根本的な検討が要求される状況が生じたものと思われた。本研究は、以上のような問題意識に端を発するものである。

2. 研究の目的

「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というメカニズムについて、根本的な検討を行うためには、当該メカニズムが古くから用いられ、確固たるものとして定着してきた英米法の歴史的展開を詳細に分析することが必要不可欠となる。「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というメカニズムは、研究課題テーマにも現われているとおり、「司法取引」と「刑事免責」の2つに大別されるが、本研究は、英米法における「司法取引」と「刑事免責」の歴史的展開を詳細に分析することにより、現代の英米における運用の基礎をなす理論的・歴史的前提を明らかにし、そして、我が国において将来的に検討されるであろう当該メカニズムの導入の是非について、理論的・歴史的な前提を供することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1)第1に、「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」というテーマを巡り、あらゆる時代のあらゆる論者が、その起源と見なしてきたところの、中世イングランド(12～15世紀)における「アプルーヴメント」について、Bractonの『De Legibus』や『Fleta』、『Britton』といった同時代の「法律書」(Law Treatise)を中心とした第1次資料をインテンシヴに分析した。本来であれば、同時代の「判例」を検討対象とすべきであるが、本研究においては、アプルーヴメントに関する検討は、あくまでも、後代の「王冠証人システム」と「刑事免責」を議論するための若干の準備作業に過ぎないものであり、実際、

後代においては、同時代の「判例」は全く言及されず、専ら同時代の「法律書」の記述に言及されているため、差し当たり、「法律書」のテキスト分析に専念することになった。なお、研究に際しては、現代における先行研究も網羅的に参照した。

(2)第2に、前掲のアプルーヴメントを前提として発展したメカニズムである、近世イングランド(17～19世紀)における「王冠証人システム」について、同時代の法律書(Law Treatise)を網羅的に再検討した。王冠証人システムは、現代における多様な形態の「司法取引」のうち、「共犯者による捜査・訴追協力」が関係する部分に対応するものである。もっとも、王冠証人システムは、正式の制度というよりは、実務上の慣行として生成・発展したものであるため、同時代の体系書等を検討するのみでは不十分であった。この点、ロンドン市とミドルセックス州における重罪の第1審を管轄するオールド・ベイリ(Old Bailey)における10万件以上の裁判記録(Old Bailey Sessions Papers)が2005年にインターネット上で公開されたことから、本研究では、これらのミクロな第1次史料を詳細に検討した。なお、研究に際しては、現代における先行研究も網羅的に参照した。

(3)第3に、近世イングランド(17～19世紀)において、「王冠証人システム」と対置されるもうひとつのメカニズムである「制定法による刑事免責」について、刑事免責を定めた制定法それ自体や、それらの制定法を巡る議会における議論の状況を確認するために、議会の議事録を第1次史料として、これらを詳細に検討した。なお、「制定法による刑事免責」については、先行研究は皆無の状況であり、完全にゼロからの研究となった。

4. 研究成果

(1)本研究は、「司法取引」と「刑事免責」という2つのメカニズムの各々の歴史的展開及び両者の交錯状況を明らかにすることを目的とするところ、前掲・3(1)(2)の研究方法により、少なくともイングランドの歴史的展開については、「司法取引」の系譜

に関する研究は完結し、前掲・3(3)の研究により、「刑事免責」の系譜に関する研究も完結した。その具体的な内容は、法学協会雑誌に合計約350ページにおよぶ論文として公表し、2008年の日本刑法学会大会において個別報告を行い、国内の刑事法学者に研究成果を報告することができた。

英米法域においては、現代における「司法取引」に特化した先行研究や、現代における「刑事免責」に特化した先行研究は多数存在するが、それらの歴史的展開を詳細に分析したものは殆ど存在せず、まして、両者の交錯状況を詳細に分析したものは全く存在しない。それゆえ、本研究の内容を英米において英文で公表する場合には、現地の学界に対しても、相当なインパクトを与えるものであると思われる。現在、本研究全体の英訳に着手しているところである。

(2)具体的な研究成果の内容は、概ね以下のように要約される。

①第1に、同時代の第1次史料からは、(現代の「司法取引」に対応する)王冠証人システムの主たる適用対象として想定されていたのは、極めてアド・ホックに形成される比較的小規模のギャングによる財産犯であり、現代のように、高度に組織化・階層化された集団による「組織犯罪」とは程遠いものであった、という実態が明らかになった。このため、王冠証人システムにおいては、共犯者の集団を「全体として」解体することに重点が置かれ、減免的措置を受ける者の相対的な罪責の軽重といったファクターは殆ど考慮されず、同時代の法律家は、「公的正義にとっては、いかなる共犯者が生贄になるかは重要でない」と断言していることも判明した。いわば、10人の共犯者が全員不処罰になるよりは、1人の共犯者を免責して残りの9人の共犯者を訴追・処罰するほうが望ましい、という発想が根底にあり、共犯者の集団を「全体として」解体するといっても、そのような「量的」な比較衡量が「正義」の実現として観念されていたのである。結局、王冠証人システムにおいては、「追求されるべき訴追」と「犠牲にされるべき訴追」の比較衡量は、

多分に「量的」なものになりがちであった、という結論を得ることができた。

②第2に、他方において、制定法による刑事免責については、状況は全く対照的であることが明らかになった。制定法による刑事免責の是非が最初に議論されたのが、イングランドの議院内閣制における初代首相ロバート・ウォルポールによる汚職事件を巡ってのことであったことから窺われるとおり、ここでは、「首謀的な共犯者」と「従属的な関与者」が厳格に区別され、共犯者の集団を「全体として」解体する、という発想は殆ど観念されない。逆に、「首謀的な共犯者」の訴追・処罰が至上命題とされ、「従属的な関与者」の訴追・処罰を犠牲にすることによって「首謀的な共犯者」の訴追・処罰を追及することこそが「正義」の実現である、という観念が表明された。結局、制定法による刑事免責においては、「追求されるべき訴追」と「犠牲にされるべき訴追」の比較衡量は、「質的」なものであることが根本的な前提となっていた、という結論を得ることができた。

③以上のように、王冠証人システムと、制定法による刑事免責は、その萌芽期において、際立った対照をみせている。この点を詳細に解明・分析しえたことが、本研究の最大の成果である。

(3)他方、本研究は、当初の目的を完全に達成しえたわけではない。本研究は、その当初においては、英米法の歴史的展開を分析する予定であったが、結局、アメリカ合衆国の歴史的展開については、先行研究(第2次史料)が全く存在しないばかりか、その点はおくとしても、そもそも研究の基礎となるべき第1次史料が存在するか否かさえ不明な状況にあり、仮に存在することが判明した場合であっても、日本国内では閲覧・入手不可能な場合が多く(支給された研究費では現地に赴いたうえで史料調査を行うことはできなかった)、残念ながら、殆ど研究を進めることができなかった。

(4)もっとも、英米のうちのイングランドに

ついでのみ研究が完成を見たからといって、研究全体の「半分」しか達成されなかった、と評価されるべきではない。アメリカ合衆国の法制は、あくまでもイングランドの法制を前提として、それを継受しつつ、少しずつ独自の発展を遂げたものであり、その意味で、イングランドの法制の歴史的展開を詳細に分析しえたことは、当初の研究目的の核心部分が達成されたことを意味するといつてよいであろう。アメリカ合衆国の法制の歴史的展開に関する分析は、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ①井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」刑法雑誌48巻3号41～48頁(2009年) 査読なし。
- ②井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与(4)」法学協会雑誌124巻12号1～93頁(2007年) 査読なし。
- ③井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与(3)」法学協会雑誌124巻6号1～86頁(2007年) 査読なし。
- ④井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与(2)」法学協会雑誌123巻12号1～98頁(2006年) 査読なし。
- ⑤井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与(1)」法学協会雑誌123巻6号1～62頁(2006年) 査読なし。

[学会発表] (計1件)

- ①井上和治「共犯者による捜査・訴追協力と減免的措置の付与」日本刑法学会第86回大会における個別報告 2008年5月18日 神戸国際会議場

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 和治 (INOUE KAZUHARU)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20345250

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者
なし